

- 7月13日 もうすぐ夏休み
- 9月14日 健全な青少年育成
- 10月12日 わたくしの健康づくり
- 11月2日 明日は文化の日
- 1月25日 これからの教育を語る
- (2) 県政ラジオ (R F C) みなさんとともに
 - 6月1日 良い歯の健康と源
 - 7月27日 林間学校の子ども達
 - 8月17日 二学期への期待と不安
 - 11月23日 移動図書館あづま号とともに
 - 12月21日 冬休み子どもの事故防止
 - 1月11日 若人の発言
- (3) 県政新聞
 - 5月11日 こどもに遊び場を (民報)
- (4) 広報ふくしま
 - 4月 人づくり
 - みんなの茶の間 (郡山中央公民館)
 - 5月 みんなの茶の間 (保原公民館)
 - グループ訪問 (富久山家庭バレーボールの会)
 - 道ひとすじ (岩代町立小浜小初森分校主任村田教諭)
 - 10月 移動図書館あづま号
 - 道ひとすじ (点字奉仕20年)
 - 1月 70年代の幕開く 体力づくり (福島第4中の馬とび)
 - ニューふくしま (福島県学生寮)
 - 2日 福島県学生寮・昭和45年度入寮者の募集

10 5年目を迎えた福島県教育モニター

(1) 昭和44年度教育モニター実施要項

- ① 目的

福島県の文教施策について、広く一般県民から批判、意見、要望等を聞き教育行政の参考とする。
- ② 依頼事項

文教施策について広く批判、意見、要望を聞くため、県民各層から公募した者(以下「教育モニター」という)に教育、文化に関する事項について文章または口頭による報告を依頼する。
- ③ 依頼方法および期間

ア 教育モニターの公募にあたっては、県の広報媒体および報道機関を通じて行なう。

イ 教育モニターの公募、選考等は福島県教育委員会が行なう。

ウ 教育モニターとして依頼する期間は、依頼した日から翌年3月31日までとする。
- ④ 教育モニターの人数

教育モニターの人数は26名とし、教育モニターの職業区分、ブロック別人数は別に定める。
- ⑤ 謝礼

教育モニターの報告に対し、報告一回につき、1,000円を謝礼として支払う。
- ⑥ 報告書の処理

文書および口頭による報告は、そのつど整理して報告書を作成し、教育委員会に報告し、必要に応じて庁議に報告するほか、関係行政機関へ送付する。

- ⑦ 事務の処理

教育モニターに関する事務は、福島県教育庁総務課長が行なう。

- ⑧ その他

この事項に定めるもののほか、教育モニターに必要な事項は別に定める。

教育委員会は教育モニターに対し広報に関する資料、その他適当な資料を送付する。

(2) 教育モニター実施細則

- ① 教育モニターの職業別人数

専門的技術的管理的職業2、事務従事1、農林漁業4、労務従事1、販売サービス業3、報道従事1、教職員4、主婦4、学生2、その他4、の10職業区分とし、計26名とする。
- ② 県内ブロック別

県北 (伊達、信夫、安達)	7名
県南 (郡山、岩瀬、東白川、西白河、石川、田村)	7名
会津 (北会津、南会津、耶麻、両沼)	6名
浜 (いわき、双葉、相馬)	6名
- ③ 教育モニターの資格

教育、文化に関心をもち、教育モニターとしての熱意をもっているもので、次の各号に該当するものとする。

ア 日本国民で満20歳以上の者で、福島県に居住している者

イ 地方公共団体の議員および国会議員の職にない者、また常勤の国家公務員および地方公務員(教職員を除く)の職にない者

ウ 文部省から指定された「教育モニター」以外の者
- ④ 応募の方法

応募者は15円切手を添付した返信用封筒(あて名を明記してください)を同封し、福島県教育庁総務課に申込用紙を請求し、これに必要な事項を記入して、同総務課に提出する。
- ⑤ 応募のしめきり

昭和44年4月30日
- ⑥ 選考の方法

教育庁に教育モニター選考委員会を設け、応募者の中から適当と認められる者を職業区分に掲げる人数の2倍程度を選考し、教育長に推せんする。

教育長は、推せんされた者の中から定員の26名を決定し、教育委員会に報告し承認を求める。
- ⑦ 実施の方法

ア 文書による報告は、択一式および記述式により2回行なう(7月、10月)

イ 口頭による報告は年1回会議の方式で県庁で行なう(1月)
- ⑧ 謝礼の支払い

ア 謝礼は報告のすべてを終了した後に支払う

イ 教育モニター会議に出席する場合は旅費を支払う
- ⑨ 教育モニターの決定